

# 宅地造成及び特定盛土等規制法に係る説明会

令和7年2月

北海道 建設部 まちづくり局 都市計画課 宅地係

# 法改正の概要・背景について

## 盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生  
→ 甚大な人的・物的被害(令和3年7月)

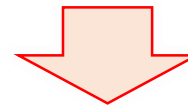
## 制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制  
→ 各法律の目的の限界等から、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在



死者・行方不明者28名、住宅被害98棟

R3.7 静岡県熱海市



危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

## 法改正の概要・背景について

### 法律の名称

○宅地造成等及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)

### 目的

○危険な盛土等による災害防止のために必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図る。

### 法律の概要

○、「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正し、土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制。

## 法改正の概要・背景について

### 1. スキマのない規制

#### 規制区域

○宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定**

#### 規制対象

○宅地造成等の際の盛土だけでなく、**土石の一時的な堆積**も含め、規制区域内で行う盛土等が許可や届出の対象

### 2. 盛土等の安全性の確保

#### 許可基準

○盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な許可基準を設定**

#### 中間検査 完了検査

○許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、  
**①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査及び③工事完了時の完了検査を実施**

### 3. 責任の所在の明確化

#### 管理責任

○盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化**

#### 監督処分

○災害防止のため必要なときは、**土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令**

### 4. 実効性のある罰則の措置

#### 罰 則

○罰則が抑止力として十分機能するよう懲役刑や罰金刑の水準について強化  
※最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下

# 規制区域について

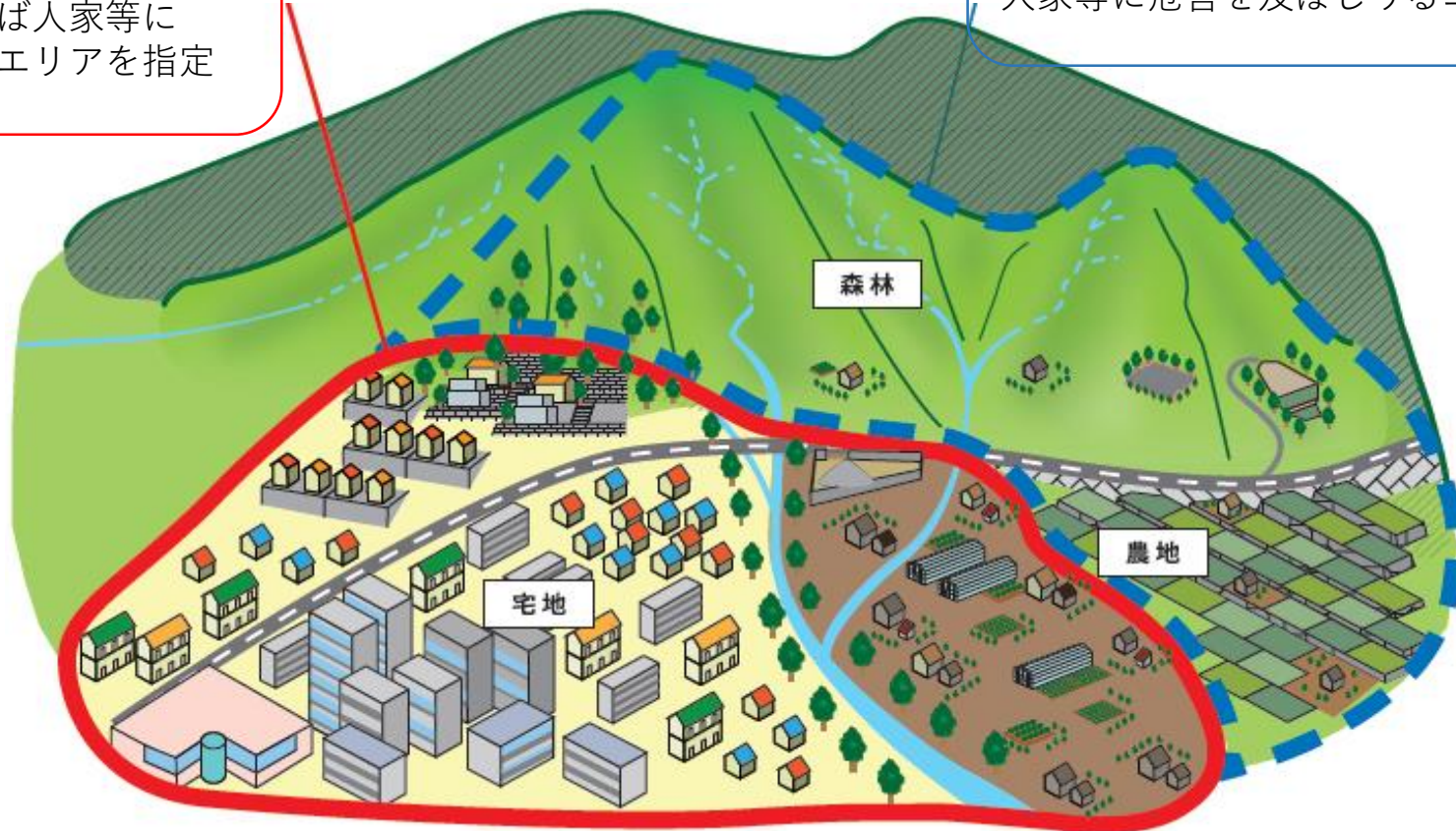
## 規制区域のイメージ

### 宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

### 特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定



## 規制区域指定の流れ

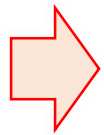
R5年度

R6. 6月

R6. 9月

R6. 11月

基礎調査の実施



基礎調査の結果の公表



関係市町村長の意見聴取



規制予定区域の公表



規制区域の指定(公示)



令和7年4月1日  
規制開始

北海道内の14市町※において  
規制区域内の盛土等の工事が許可  
等の対象となります。

※令和7年4月1日に規制開始を予定している自治体一覧

小樽市	室蘭市	釧路市	北見市	網走市
苫小牧市	富良野市	登別市	北広島市	江差町
白老町	厚真町	洞爺湖町	安平町	以上14市町

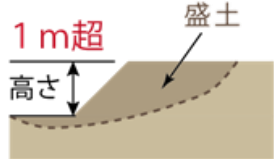
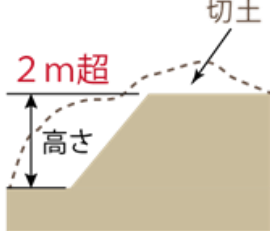
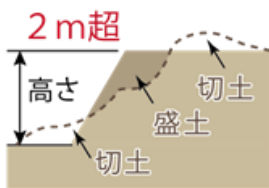
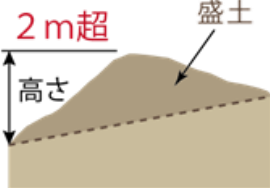
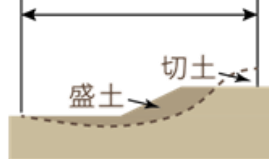
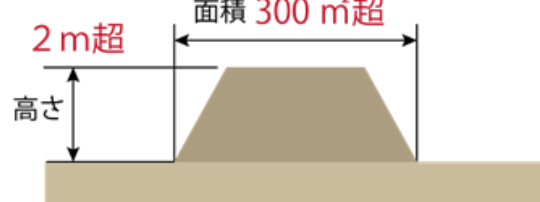
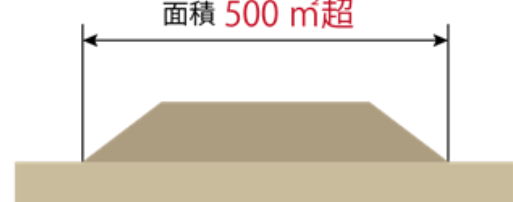
・その他の市町村においても規制区域を定めるための調査を実施中であり、次年度以降段階的に規制を開始する予定です。  
・政令市及び中核市(札幌市・旭川市・函館市)については、市が規制を管轄しています。





# 盛土規制法の規制内容について

許可等を要する工事

		許可を要する工事				
宅地造成等工事規制区域	(行為) 宅地造成・特定盛土等	<p>① 盛土で高さが <b>1 m超</b>の崖<sup>※1</sup>を生ずるもの</p> 	<p>② 切土で高さが <b>2 m超</b>の崖<sup>※1</sup>を生ずるもの</p> 	<p>③ ①と②に該当せず、盛土と切土を同時に行い、高さが <b>2 m超</b>の崖<sup>※1</sup>を生ずるもの</p> 	<p>④ 盛土で高さが <b>2 m超</b>となるもの(崖<sup>※1</sup>を生じないもの)</p> 	<p>⑤ ①～④に該当せず、盛土又は切土をする土地の面積が <b>500 m<sup>2</sup>超</b>となるもの<sup>※2,3</sup></p> 
	(行為) 土石の堆積	<p>⑥ 最大時に堆積する高さが <b>2 m超</b>かつ面積が <b>300 m<sup>2</sup>超</b>となるもの</p> 	<p>⑦ 最大時に堆積する面積が <b>500 m<sup>2</sup>超</b>となるもの<sup>※2</sup></p> 			

※1 「崖」とは、地表面が水平面に対して30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます

※2 造成高（堆積高）が30cm以内のものを除きます

※3 盛土又は切土のみの場合も含まれます

許可等を要する工事

		届出または許可を要する工事				
特定盛土等規制区域	(行為) 特定盛土等	<p>① 盛土で高さが 1 m超 (届出) 2 m超 (許可) の崖*1を生ず るもの</p>	<p>② 切土で高さが 2 m超 (届出) 5 m超 (許可) の崖*1を生ず るもの</p>	<p>③ ①と②に該当 せず、盛土と 切土を同時に 行い、高さが 2 m超 (届出) 5 m超 (許可) の崖*1を生ず るもの</p>	<p>④ 盛土で高さが 2 m超 (届出) 5 m超 (許可) となるもの (崖*1を生じ ないもの)</p>	<p>⑤ ①～④に該当 せず、盛土又 は切土をする 土地の面積が 500 m<sup>2</sup>超 (届出) 3,000 m<sup>2</sup>超 (許可) となるもの*2,3</p>
	(行為) 土石の堆積	<p>⑥ 最大時に堆積する高さ と面積が 高さ 2 m超かつ面積 300 m<sup>2</sup>超 (届出) 高さ 5 m超かつ面積 1,500 m<sup>2</sup>超 (許可) となるもの</p>	<p>⑦ 最大時に堆積する面積が 500 m<sup>2</sup>超 (届出) 3,000 m<sup>2</sup>超 (許可) となるもの*2</p>			

※1 「崖」とは、地表面が水平面に対して30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます  
 ※2 造成高（堆積高）が30cm以内のものを除きます  
 ※3 盛土又は切土のみの場合も含まれます

## 許可等を要しない工事

### (1) 法の規制対象外

法令で定める**公共施設用地**における工事、その他**土地の形質を維持する行為**等は、法の**規制対象外**です。

#### 公共施設用地※

- ・道路、公園、河川
- ・砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設
- ・雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設
- ・国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

#### その他

- ・土地の形質を維持する行為  
例) 通常の営農行為※の範疇にある耕起等、グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等  
※通常の営農行為の範疇に含まれるか否かについては、農地担当部局に対して許可申請前に相談を行ってください。

※ 公共施設に係る工事で発生した残土や公共施設に係る工事で使用する土砂等により公共施設用地外で盛土等を行う工事は、許可申請や届出が必要となります。

## 許可等を要しない工事

### (2) 災害の発生のおそれがないと認められる工事等

法令で定める以下の工事等は、「**災害の発生のおそれがないと認められるもの**」として許可・届出は不要です。

#### 災害の発生のおそれが認められない工事等①

- ・ 鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等）
- ・ 鉱業法に基づく鉱物の採取（許可を受けた施業案の実施に係る工事）
- ・ 採石法に基づく岩石の採取（許可を受けた採取計画に係る工事）
- ・ 砂利採取法に基づく砂利の採取（許可を受けた採取計画に係る工事）
- ・ 土地改良法に基づく土地改良事業（農業用用水排水施設の新設等）等
- ・ 火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等
- ・ 家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等
- ・ 土壤汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等
- ・ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分
- ・ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
- ・ 国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事

## 許可等を要しない工事

### 災害の発生のおそれ認められない工事等②

- ・高さ2m以下かつ面積500㎡超の盛土又は切土（政令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）であって、盛土又は切土をする厚さが30cmを超えないものを行う工事
- ・高さが2mを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの
- ・面積が500㎡を超える土石の堆積であって、当該土石の堆積をする厚さが30cmを超えないもの
- ・工事の施行に付随して行われる土石の堆積※1であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場※2又はその付近※3に堆積するもの※4

※1 「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます。

※2 「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）については、工事の現場として取り扱います。

※3 「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。

※4 工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、管理体制等を記した看板の掲示を行ってください。

## 許可等を要しない工事

### (3) 許可の特例

- 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う宅地造成等に関する工事については、都道府県知事（許可権者）との協議が成立することをもって、許可があったものとみなします。

注) 協議にあたっては、申請手数料は不要となりますが、許可申請等に準じた書類、図面等の提出が必要です。

- 規制区域の指定後に都市計画法第29条第1項又は第2項の許可（開発許可）を受けたときは、盛土規制法の許可を受けたものとみなします。

注) 盛土規制法に基づく許可や届出は要しませんが、中間検査、定期報告が必要となる場合があります。



## 許可等を要しない工事

**要注意！！**

### (4) 区域指定の際に既に行われている工事

- 規制区域の指定の際、当該区域内において許可・届出の対象規模以上となる工事（**土地の形質の変更、一時的な土石の堆積**）に既に着手※しており、指定日時点で実施中（未完了）の場合は、許可は不要となりますが、**指定日から21日以内（R7.4.22迄）に届出**を行う必要があります。

※ 「着手」とは、請負契約の締結や資材購入の段階ではなく、現場において設計図書等と照合して行う最初の土地の形質の変更または土石の堆積等が行われた時点とします。指定日前に契約締結や資材購入等を行っていても、土地の形質の変更等を行っていないければ着手扱いとはならないため、（届出ではなく、）許可が必要となる場合がありますので、ご注意ください。

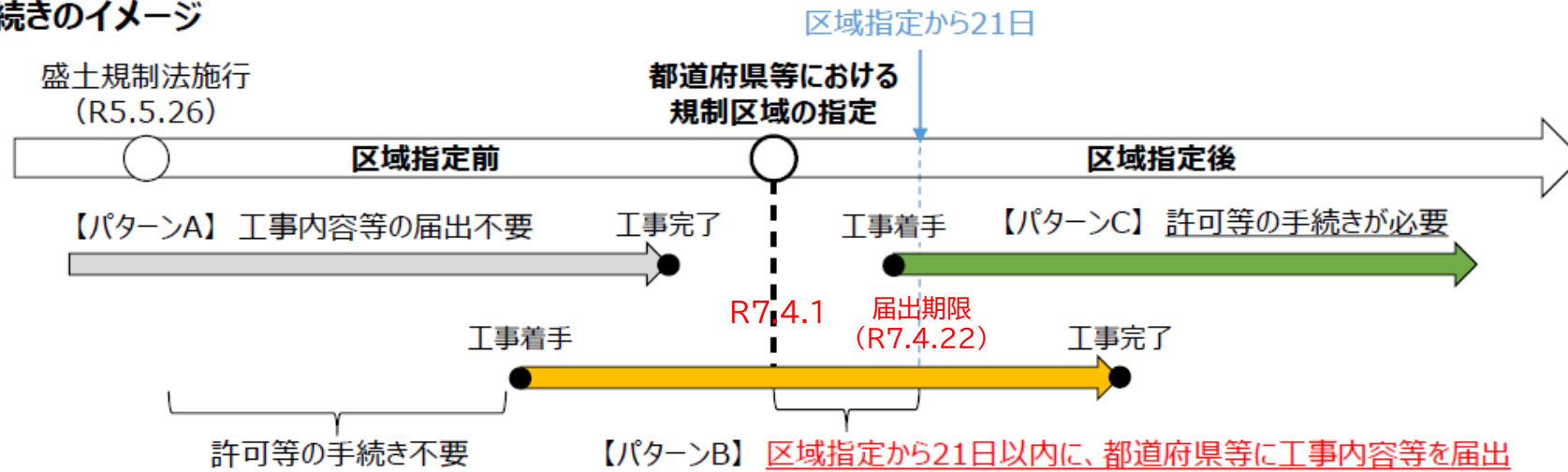
### • 届出が必要となる工事の例 （土石の堆積）

建設発生土等の仮置場、ストックヤード等として規制開始前（R7.4月以前）から利用している場合についても、速やかに届出を提出していただく必要があります。

## 許可等を要しない工事

### (4) 区域指定の際に既に行われている工事 (イメージ図)

#### ■ 手続きのイメージ



#### ■ 届出すべき内容

- ・ 届出書 (指定様式)
  - ・ 図面 (位置図、地形図、土地の平面図)
  - ・ 盛土・切土・土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにした写真
- 等

#### ■ 届出が必要となる工事の規模

以下のいずれかに該当する場合

<土地の形質の変更 (盛土・切土) >

- ① 盛土で高さ1m超の崖
- ② 切土で高さ2m超の崖
- ③ 盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖 (①、②を除く)
- ④ 盛土で高さ2m超 (①、③を除く)
- ⑤ 盛土又は切土の面積500㎡超 (①～④を除く)

<土石の堆積>

- ① 最大時の堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超
- ② 最大時の堆積の面積500㎡超

# 申請手続について

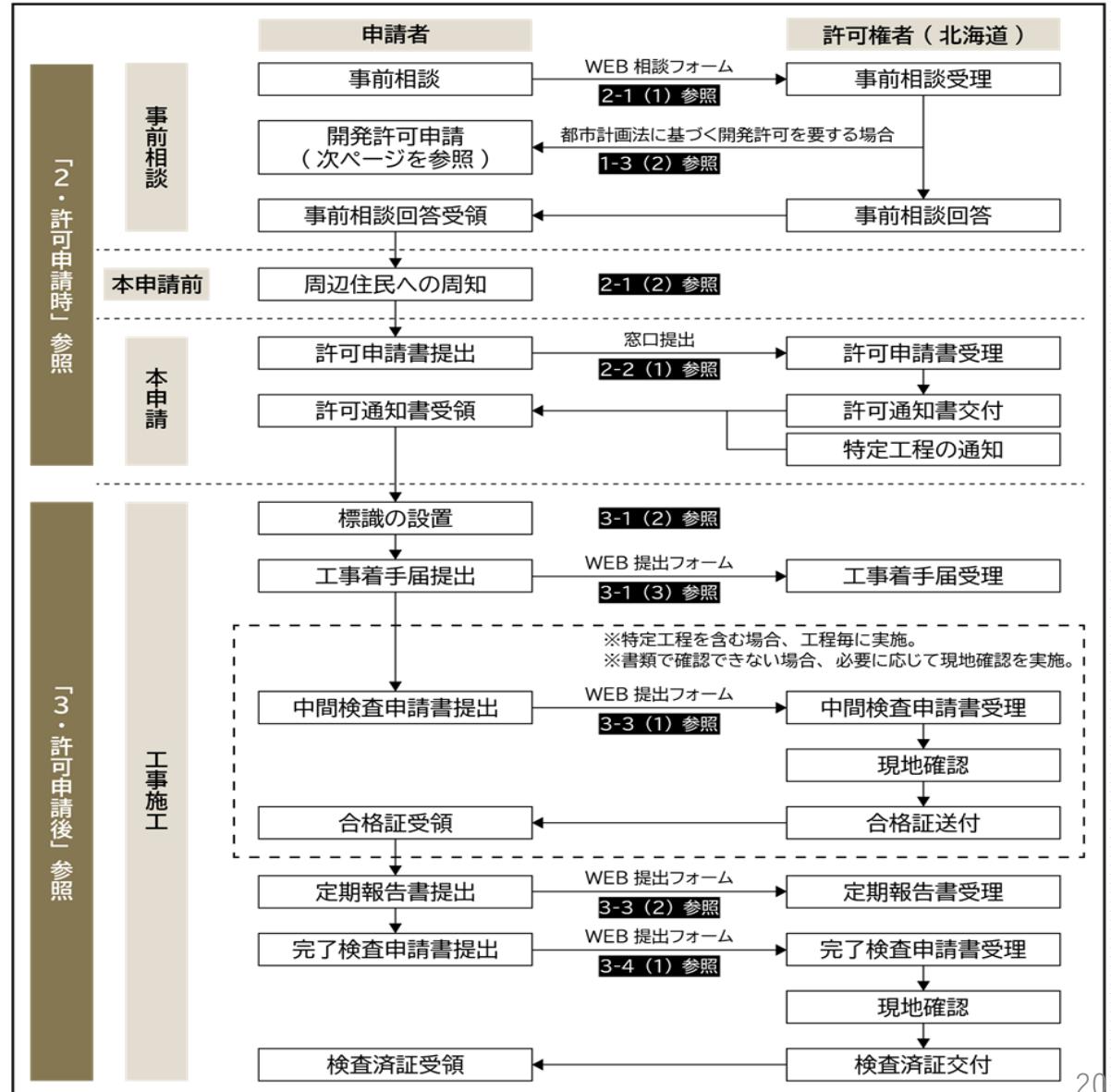
# 申請手続について

## 申請手続の流れ①

右図は【R7.1版】許可申請等の手引き(案)より引用。  
北海道庁都市計画課のホームページにおいて、公開しております。

(参照先)  
宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)トップページ

[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/morido\\_kisei\\_top.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/morido_kisei_top.html)

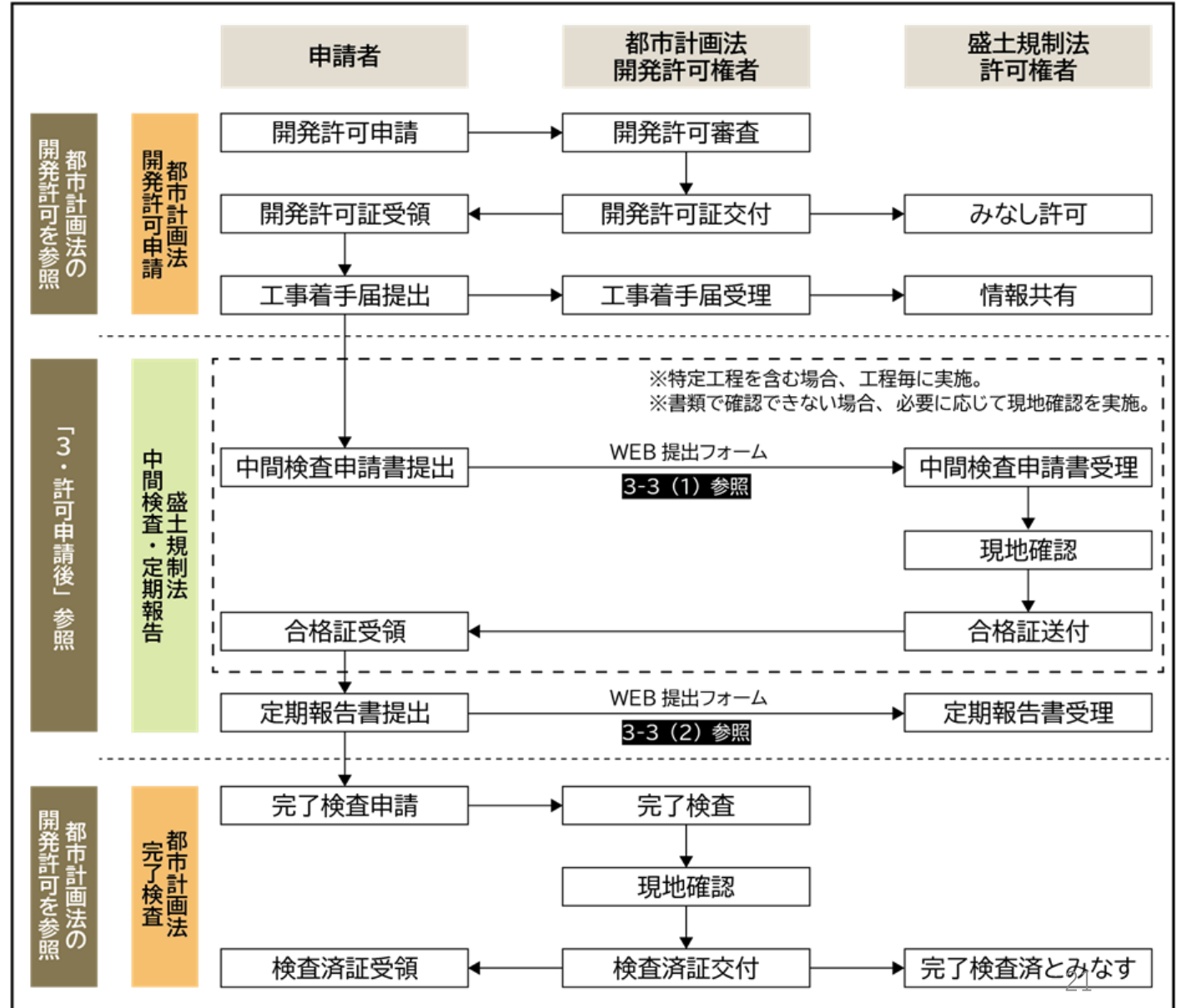


# 申請手続について

## 申請手続の流れ②

### 都市計画法の開発許可を受ける場合 (みなし許可)

都市計画法に基づく開発許可を受けた場合、「盛土規制法」に基づく許可及び届出は要しませんが、中間検査、定期報告が必要となる場合があります。



## 許可申請前に行うこと

### (1) 事前相談

許可の要否や許可の見通しがあるかについて、申請前に確認しておく必要があります。  
事業計画がまとまったら、WEB相談フォーム（宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）トップページに掲載）から必要事項の入力や図面等資料の添付を行ってください。

### (2) 周辺住民への周知（法第11条、第29条）

工事主は当該工事を行う土地の周辺地域の住民に対し、以下に掲げるいずれかの方法により、当該工事の内容を周知させるため必要な措置を講ずる必要があります。  
なお、周知する工事の具体的内容、周知が必要となる周辺住民の範囲の考え方等の詳細については、【R7. 1版】許可申請等の手引き（案）を参照してください。

#### <周辺住民への周知の方法>

- ①説明会の開催※
- ②工事内容を記載した書面の配布
- ③工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧

※ 政令に規定する土地（溪流等）において、高さが15mを超える盛土を行う場合は、①説明会の開催が必須。

## 工事の技術的基準及び設計者資格

### (1) 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準（法第12条第2項第1号、第30条第2項第1号）

詳細は【R7.1版】宅地造成及び特定盛土等規制法に関する技術的基準よりご確認ください。  
北海道庁都市計画課のホームページにおいて、公開しております。

(参照先)  
宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)  
トップページ

[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mori\\_do\\_kisei\\_top.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mori_do_kisei_top.html)

技術的基準	政令	内容
地盤について講ずる措置に関するもの	第7条第1項第1号	盛土をした後の地盤に雨水その他の排水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第7条第1項第2号	著しく傾斜している土地に盛土をする場合の滑り対策（段切りその他の措置）について
	第7条第2項第1号	盛土又は切土により生じる崖の上端の地盤面における雨水その他の地表水に対する措置について
	第7条第2項第2号	山間部における河川の流水が継続している土地その他の省令第12条各号の土地において、高さ15mを超える盛土の地盤の安定の保持の確認（土質検査等又は試験に基づく地盤の安定計算）について
	第7条第2項第3号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合の滑り対策（地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置）について
擁壁の設置に関するもの	第8条	擁壁の設置が必要な崖面について
	第9条～第13条	擁壁の構造について（鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造）
	第17条	国土交通大臣認定による特殊材料又は構法の擁壁について※1
崖面崩壊防止施設の設置に関するもの	第14条第1項第1号	崖面崩壊防止施設の設置が必要な場合について
	第14条第1項第2号	崖面崩壊防止施設の構造について
崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関するもの	第15条第1項	擁壁で覆われない崖面の風化等による侵食からの保護について（石張り、芝張り、モルタル吹付け等）
	第15条第2項	地表面の雨水その他地表水からの浸食からの保護について（植栽、芝張り、板柵工等）
排水施設の設置に関するもの	第16条	排水施設の構造、機能について

（法第13条第1項、法第31条第1項、政令第7条～第17条）

※1 国土交通大臣による認定擁壁一覧の詳細は、国土交通省ホームページで公表されています。  
[https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\\_tobou\\_tk\\_000060.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000060.html)





工事の技術的基準及び設計者資格

(2) 土石の堆積に関する工事の  
技術的基準（法第12条第2項第1号、  
第30条第2項第1号）

技術的基準	政令	内容
土石の堆積に伴い 必要となる措置に 関するもの	第19条第1項第1号	勾配の制限について（勾配1/10以下）
	第19条第1項第2号	地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第19条第1項第3号	堆積した土石の周囲に設ける空地について
	第19条第1項第4号	堆積した土石の周囲に設ける柵について
	第19条第1項第5号	雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊に対する措置について
	第19条第2項	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の措置を講ずる場合における第19条第1項第3号及び第4号の適用除外について

（法第13条第1項、法第31条第1項、政令第19条）

## 工事の技術的基準及び設計者資格

### (3) 資格を有する者による設計が必要となる対象工事（政令第21条第1項）

- ①高さが5mを超える擁壁の設置
- ②盛土又は切土をする土地の面積が1,500m<sup>2</sup>を超える土地における排水施設の設置

### (4) 設計者の資格（政令第22条第1項）

- ① 大学の土木・建築課程を卒業後、2年以上の実務経験を有する者
- ② 短期大学（3年制）（専門職大学の前期課程を含む）の土木・建築課程を卒業後、3年以上の実務経験を有する者
- ③ 短期大学、高等専門学校、旧制専門学校の土木・建築課程を卒業後、4年以上の実務経験を有する者
- ④ 高等学校、旧制中学校の土木・建築課程を卒業後、7年以上の実務経験を有する者
- ⑤ 国土交通大臣が①から④のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者
  - ア 大学院等で土木・建築関係を1年以上専攻した後、1年以上の実務経験を有する者
  - イ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目「農業農村工学」に限る。）、森林部門（選択科目「森林土木」に限る。）又は水産部門（選択科目「水産土木」に限る。））
  - ウ 一級建築士
  - エ 土木・建築の技術に関し、10年以上の実務経験を有する者で、国土交通大臣の認定する講習を終了した者
  - オ 上記以外で主務大臣が政令第22条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

## その他の許可基準等

(1) 工事主の資力・信用（法第12条第2項第2号、第30条第2項第2号）

工事主に工事を行うために必要な資力及び信用があることを確認します。

(2) 工事施行者の能力（法第12条第2項第3号、第30条第2項第3号）

工事施行者に工事を完成するために必要な能力があることを確認します。

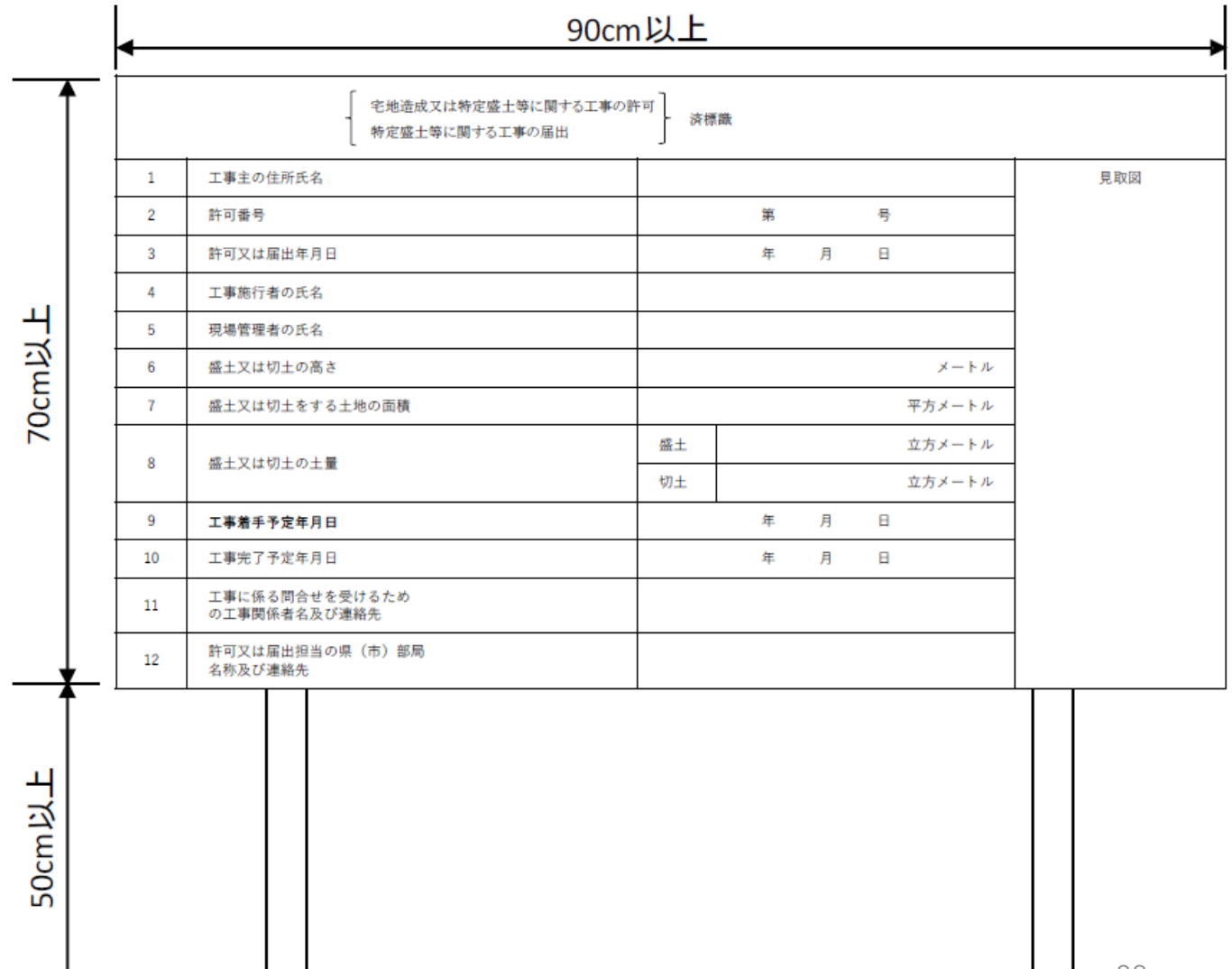
(3) 土地権利者等の同意（法第12条第2項第4号、第30条第2項第4号）

工事をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の**全ての同意**を得ていることを確認します。

許可申請後

(1) 標識の掲示 (法第49条第1項)

許可 (法第12条第1項、第30条第1項) 又は届出 (法第27条第1項) をした工事主は、現場の見やすい場所に、標識を掲げる必要があります。  
記載事項等詳細の内容については、【R7. 1版】許可申請等の手引き (案) を参照してください。



## 許可申請後

### (2) 変更許可申請（法第16条、第35条）

許可を受けた工事の計画を変更する場合は、変更許可申請が必要となります。  
※工事の変更許可申請には、手数料が必要です。

#### <提出が必要な書類>

- 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書
- 土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

なお、以下に記載する「軽微な変更」を行う場合は、「工事の変更許可申請」は不要ですが、すみやかに届出書を提出する必要があります

#### <軽微な変更該当する内容>

- 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更  
※土石の堆積に関する工事にあっては、変更前の工事予定期間を超えないものに限る

#### <提出が必要な書類>

- 宅地造成等に関する工事の軽微な変更届出書

許可申請後

(3) 中間検査 (法第18条、第37条)

中間検査は、施工後では確認することのできない箇所について行う検査であり、盛土及び切土の安定性に関わる重要な検査となります。中間検査後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ施工することができません。

北海道においては、中間検査は、提出書類による書面検査を基本とし、現地確認は原則的に行いません。ただし、提出された写真等により状況が確認できない場合など、必要に応じて現地確認を行うことがあります。

中間検査を要する工事の対象規模等

行為	中間検査を要する規模	特定工程	申請時期
宅地造成又は特定盛土等	① 盛土で高さ2m超の崖 ② 切土で高さ5m超の崖 ③ 盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④ 盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤ 盛土又は切土の面積3,000㎡超(①~④を除く)	盛土前又は切土後の地盤面に暗渠排水管を設置する工事の工程※1	暗渠排水管設置工事完了から4日以内

都市計画法の開発許可(みなし許可)に該当の場合においても適用

※1 暗渠排水管は、①原地盤の谷部や②湧水等の顕著な箇所等を対象に樹枝状に設置することが基本となります。  
 ①原地盤の谷部に設置する場合は、許可時に特定工程の通知を行います。  
 ②湧水等の顕著な箇所等が施工中に確認された場合は、その時点で許可権者に報告を行ってください。

許可申請後

(4) 定期報告（法第19条、第38条）

工事の許可を受けたものは、以下に示す規模の工事の場合、実施状況について3カ月ごとに定期報告をする必要があります。

定期報告を要する工事の対象規模等

行為	定期報告を要する規模	報告事項	報告時期
宅地造成又は特定盛土等	① 盛土で高さ2m超の崖 ② 切土で高さ5m超の崖 ③ 盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（①、②を除く） ④ 盛土で高さ5m超（①、③を除く） ⑤ 盛土又は切土の面積3,000㎡超（①～④を除く）	報告時点における盛土又は切土の高さ、面積、土量、擁壁等に関する工事の施工状況	3カ月ごと
土石の堆積	① 堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ② 堆積の面積3,000㎡（①を除く）	報告時点における土石の堆積の高さ、面積、土量、前回報告時点から新たに堆積及び除却された土石の土量	

都市計画法の開発許可（みなし許可）に該当の場合においても適用

## 許可申請後

### (5) 完了検査・確認申請（法第17条、第36条）

工事の完了後、当該工事が許可の内容に適合していることを判定するため、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事」については「完了検査」、「土石の堆積に関する工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る）」については「確認申請」に基づく確認を行います。

なお、みなし許可（都市計画法の開発許可）の工事については、別途盛土規制法に基づく完了検査は実施しません。検査項目・写真撮影内容等詳細事項については、【R7. 1版】許可申請等の手引き（案）を参照してください。

完了検査は、提出書類による書面検査及び現地確認を行います（中間検査とは異なります）。



その他

## 建設発生土等

### (1) 建設発生土の取扱いについて

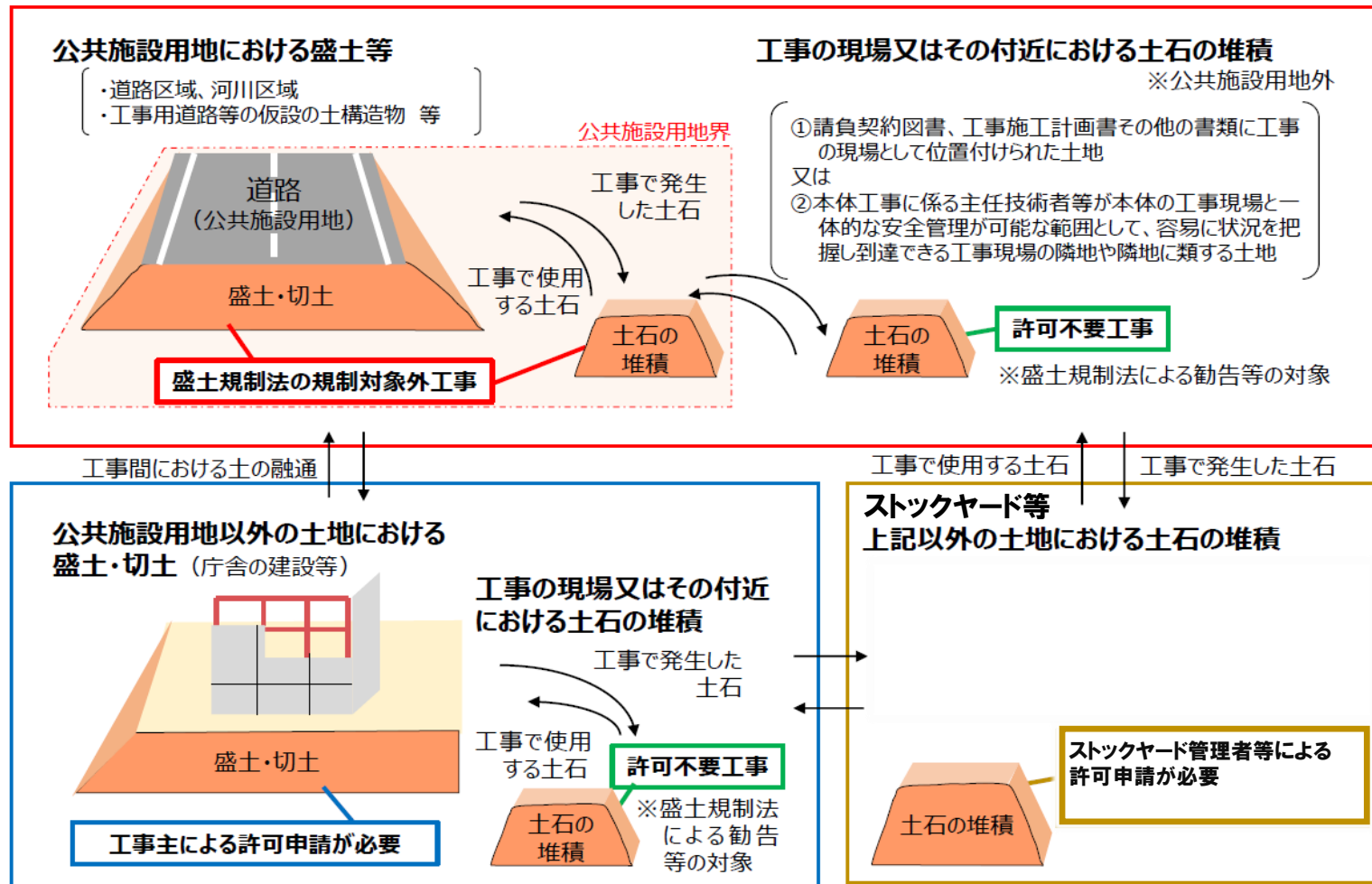
建設工事等で発生する残土を工事現場外に搬出し、ストックヤード等に仮置きする場合においても、盛土規制法の規制対象（土石の堆積）となる場合がありますので、該当する場合は許可又は届出等の手続を行う必要があります。

#### <留意事項>

- ・ 許可又は届出の対象となる「土石の堆積」とは、ストックヤードにおける土石の堆積、工事現場外における建設発生土や盛土材料の仮置き等が該当
- ・ 土石の堆積は、一定期間を経過した後に除却することを前提とした行為であり、許可（届出）期間は最大5年であり、5年以上除却されなければ盛土に該当するものとして安全性等を評価する必要あり
  - ※5年を超える可能性がある場合は、期限までに許可権者（北海道）に相談のこと
- ・ 区域指定（R7.4月）以降に新たに仮置場等として利用する場合は、許可が必要
- ・ 区域指定以前から既に仮置場等として利用している場合は、指定日から21日以内（R7.4.22）に届出が必要
- ・ 仮置場を国、道、市町村、民間等複数の事業者が利用する場合等は、土地所有者等の同意を得た上で、法の技術基準に基づき現場の安全管理等を行う者が申請者（工事主）として許可、届出等を行うことが可能
  - ※申請者が国又は都道府県等の場合、協議の成立により許可（申請手数料）は不要
- ・ 発注者（工事監督員等）は、発注時に処分先が盛土規制法の許可（届出）を受けていることを事前に確認の上、設計図書等にその旨明記

## 建設発生土等

### (2) 公共工事における土石の堆積イメージ



その他

その他

本日の説明会の内容等について、ご不明な点がある場合は、下記により質問を承ります。

質疑フォーム（申請期限：2月20日(木)まで）

<https://www.harp.lg.jp/WOQuUH9>

期限までにいただいたご質問及び回答については、2月末迄を目処に道庁のホームページに掲載する予定です。